

# 依據愛努政策實施推動法的給付金制度之展望

アイヌ施策推進法に基づく交付金制度の展望

The Outlook for the Grant System Based on the Ainu Policy Promotion Act

文・圖 | 落合 研一 (北海道大學愛努・先住民研究中心副教授)

譯者 | 陳由璋 (政治大學民族學系博士生、日本北海道大學愛努・先住民學講座博士生)

文責・圖 | 落合 研一 (北海道大学アイヌ・先住民研究センター准教授)

訳者 | 陳由璋 (政治大学民族学学科博士課程、北海道大学アイヌ・先住民学講座博士後期課程)

## 1、アイヌ施策推進法の施行

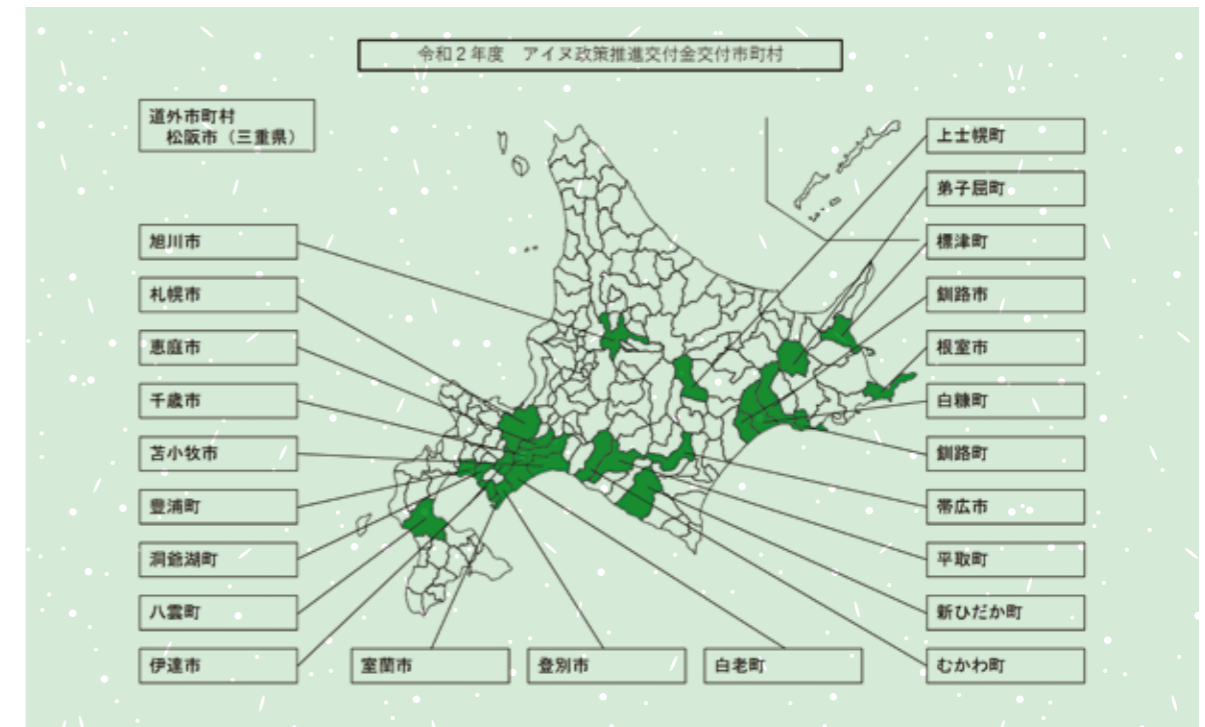
「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」、いわゆる「アイヌ施策推進法」が、2019年4月26日に法律第16号として公布され、5月24日に施行された（同法の詳細については、《原教界》88号78頁の常本論文を参照）。同法の施行により、1997年5月14日に公布された「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（平成9年法律第52号）」、いわゆる「アイヌ文化振興法」は廃止された。

「アイヌ文化振興法」は、アイヌ文化の振興が、日本国内で多様な文化に親しむことができるという国民の利益に資するという理由で制定されたもので、アイヌ民族が先住民族であるとの認識に基づくものではなかった。また、同法は、アイヌ文化振興施策を実施する合理性がある（つまり、アイヌ民族が暮らしている）と国が認めた都道府県において

## 1、愛努政策實施推動法的施行

《推動旨在實現愛努族之尊嚴被尊重的社會的政策實施的相關法案》，即所謂《愛努政策實施推動法》於2019年4月26日以法律第16號公布，5月24日施行（該法詳細內容請參照《原教界》88期78頁常本教授的論文）因該法施行。故廢止1997年5月14日所公布的《愛努文化振興及愛努傳統等有關知識普及及啟發相關法案（平成9年法律第52號）》，即所謂《愛努文化振興法》。

制定《愛努文化振興法》的理由是為了有助於「愛努文化振興可使日本國內能親近多元的文化」此國民利益，並非是基於愛努民族為原住民族的認知。另外，該法訂定政策實施只限於國家認為有實施愛努文化振興政策合理性（也就是有愛努民族居住）之都道府縣。愛努民族為了逃離



アイヌ政策推進交付金交付市町村一覽地圖。  
愛努政策實施推動給付金給付市町村一覽圖。

のみ施策を実施すると定めていた。アイヌ民族には、北海道内における深刻な差別から逃れるため、北海道外の都市部に移住した人々も少なくなく、1988年には東京都が、都内に約2,700名のアイヌ民族が暮らしているとの推計を公表していたが、国が認めたのは北海道だけにとどまり、同法は、北海道外のアイヌ民族にとってほとんど意味のないものになってしまった。

アイヌ施策推進法は、「法の下での平等」を定めた日本国憲法14条との適合性や、アイヌ民族の成員を客観的に把握することの困難性といった日本特有の諸事情を考慮しながら（諸事情については、《原教界》83号78頁の拙稿を参照）、先述したアイヌ文化振興

於北海道内の嚴重歧視，有不少族人移住至北海道外的都市地區，1988年東京都發表估計約有2,700位愛努民族居住，但因國家所承認的地區只限於北海道，該法對於北海道以外的愛努民族來說可謂近乎毫無意義。

《愛努政策實施推動法》考量到日本憲法第14條所訂定的「法律之前人人平等」的適當性、客觀掌握愛努民族成員的困難性這些日本特有的各種情況（關於各種情況，請參照《原教界》83期78頁拙稿），同時改善前述的《愛努文化振興法》的缺點。首先，於第1條明文規定

法の欠点を改めたものである。まず、1条に「先住民族であるアイヌの人々」と明記された。また、3条3項には、アイヌ施策の推進は「アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて全国的な視点に立って行われなければならない」と定められた。そして、10条において、アイヌ施策を推進する市町村に対する交付金制度が確立され、アイヌをはじめとする地域住民からの提案に応じて、市町村がアイヌ施策推進地域計画を作成し、国からの交付金によって同計画を実施できることになった。

「愛努族為原住民族」。另外在第3條，愛努政策實施推動訂定為「有鑑於愛努族人不僅生活於北海道而是生活於全國各處，因此需立足於全國視點進行政策推動」。另外，於第10條，確立了市町村推動愛努政策實施之給付金制度，因應愛努為首的地域居民所提出的提案，市町村制定愛努政策實施推動地域計畫，可由國家所提供的給付金實施該計畫。

○アイヌ施策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置  
○為總和且持續性實施愛努政策之支援措施

アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針(政府策定)  
為求總和且效果性推動愛努政策實施之基本方針(政府策畫制定)



アイヌ施策を推進するための計画(市町村作成)  
為推動愛努政策實施之計畫(市町村訂定)



内閣総理大臣の認定  
内閣総理大臣的認定

交付金の交付  
給付金之給付

- 認定された計画に記載された地域・産業・観光振興等の事業の実施に対し交付金を交付
- 對於受到認定的計畫所記載之地域・産業・觀光振興等事業實施給付給付金

法律の特例措置等  
法律之特例措施等

- 国有林野の林産物採取についての特例
- さけの捕獲について、都道府県知事等による配慮
- 地域団体商標に係る出願の手数料及び登録料を減免する措置
- 針對國有林地的林產物之特例
- 針對捕捉鮭魚，由都道府縣知事等考量評估
- 減免地域團體商標相關請願手續費及登錄費之措施

アイヌ施策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置。  
為總和且持續性實施愛努政策之支援措施。

アイヌ施策推進交付金の概要  
愛努政策推動給付金概要

- 文化振興や福祉施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興等を含めた市町村の取組を支援する交付金制度
- 市町村が計画を国に申請し、国が認定、認定を受けた計画に基づく事業に対して交付金を交付
- 交付率8/10、市町村の負担部分については地方財政措置あり
- 令和2年度予算 20億円(令和元年度予算 10億円)
- 加入文化振興或福利政策實行，支援包含地域振興、産業振興、觀光振興等市町村的投入工作之給付金制度
- 市町村向國家申請計畫，由國家認定，對依據受認定計畫之事業給付給付金
- 給付率8/10，針對市町村負擔部分設有地方財政措施
- 令和2年度預算 20億日圓(令和元年度預算 10億日圓)

<対象事業>

<對象事業>

文化振興事業  
文化振興事業

- ① 伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生支援
- ① 傳統性愛努文化・生活場所之再生支援



- ② アイヌ文化の体験交流
- ② 愛努文化體驗交流



地域・産業振興事業  
地域・産業振興事業

- ③ アイヌ文化関連の観光プロモーションの実施
- ③ 實施愛努文化關聯的觀光宣傳
- ⑤ アイヌ文化のブランド化推進(デザイナーとのコラボ)
- ⑤ 推動愛努文化品牌化(與設計師合作)



- ④ アイヌの観光振興、コミュニティ活動支援のためのバス運営
- ④ 營運巴士以支援愛努觀光振興、社群活動
- ⑥ 木工芸品等の材料供給システムの整備
- ⑥ 木工藝品等材料供給系統整備



コミュニティ活動支援事業  
社區活動支援事業

- ⑦ アイヌの人々と地域住民との交流の場の整備(多機能型交流施設の整備)
- ⑦ 愛努族人與地域住民交流場所整備(多功能交流設施的整備)



- ⑧ アイヌ高齢者のコミュニティ活動への支援
- ⑧ 支援愛努高齡者的社區活動



- ⑨ アイヌ文化等を担う人材育成のための子どもの学習支援
- ⑨ 支援兒童學習以培養傳承愛努文化等人才



アイヌ施策推進交付金の概要。  
愛努政策推動給付金概要。

資料來源：内閣府官網 <https://www8.cao.go.jp/ainu/index.html>





阿寒湖畔。  
阿寒湖湖畔。

## 2、交付金制度の詳細

2019年9月6日、政府は、「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針」とともに、「アイヌ政策推進交付金事業実施要綱」、「同交付金交付要綱」、「同交付金事業実施要領」という内閣府令を定めた。アイヌ施策推進法10条と内閣府令を総合すると、交付金制度の概要は以下のようになる。

①アイヌをはじめとする地域住民からの提案を受けた市町村は、交付金を充てて実施する事業について、「アイヌ施策推進地域計画」（以下、「地域計画」という）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請する。

②内閣総理大臣によって地域計画を認定された市町村は、認定市町村として認定地域計画に基づく事業を実施できる。

③認定市町村は、認定地域計画に記載した交付

## 2、給付金制度的細節

2019年9月6日、政府制定了《為求總合性且有效性推動愛努政策實施之基本方針》，同時也制定了《愛努政策推動給付金事業實施綱要》、《同給付金給付綱要》、《同給付金事業實施要領》這些內閣府令。整合愛努政策實施推動法第10條與內閣府令後，給付金制度的概要如下。

①市町村受理愛努為首的地域居民所提出的提案後，針對以給付金實施的事業，製作「愛努政策實施推動地域計畫」（以下稱為「地域計畫」）後，申請內閣總理大臣的認定。

②內閣總理大臣所認定的地域計畫之市町村，作為認定市町村，可實施依據認定地域計畫之事業。

③認定市町村，針對認定地域計畫所

金の交付対象事業について、地域計画よりも詳細な「アイヌ政策推進交付金事業計画」（以下、「事業計画」という。）を作成し、内閣総理大臣に提出する。この事業計画に基づいて、交付金交付の可否および交付額が決定される。

アイヌ施策推進法10条2項に定められた交付金の交付対象は、「アイヌ文化の保存又は継承に資する事業」、「アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業」、「観光の振興その他の産業の振興に資する事業」、「地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業」、「その他内閣府令で定める事業」であり、アイヌ政策推進交付金事業実施要綱6条は、「文化振興事業」、「地域・産業振興事業」、「コミュニティ活動支援事業」としている。なお、同要綱11条は、交付金の交付事業の実施期間を原則5年以内としている。

交付率は、アイヌ政策推進交付金交付要綱の別紙において8割以内とされているが、政府は、アイヌ施策推進法10条の交付金制度だけでなく、地方交付税交付金制度も活用し、地域計画を提出した市町村の負担を最小限にとどめるよう配慮するとしている。

アイヌ施策推進法10条8項は、「提案を受けた市町村は、当該提案に基づきアイヌ施策推進地域計画を作成するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、アイヌ施策推進地域計画を作成しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない」と定め、市町村がアイヌをはじめとする地域住民からの提案を無視できないようにしている。

## 3、アイヌ施策推進地域計画の認定状況

2019年9月6日から推進地域計画の受付が始まった。2019年度の交付金予算額は10億円（約2億

記載的給付金の給付対象事業，依據地域計畫制定詳細「愛努政策推動給付金事業計畫」（以下稱為「事業計畫」）後，向內閣總理大臣提出。依據此事業計畫，決定可否給付給付金及其給付額。

愛努政策實施推動法第10條第2項所訂定給付金的給付對象為，「有助於愛努文化之保存或傳承之事業」、「有助於愛努文化等相關理解促進之事業」、「有助於觀光振興與其他產業振興事業」、「有助於促進地域內或是地域間交流又或國際交流之事業」、「其他內閣府令所訂定事業」，愛努政策推動給付金事業實施綱要第6條則訂定出「文化振興事業」、「地域・産業振興事業」、「社區活動支援事業」。並且，同綱要第11條訂定給付金的給付事業之實施期間，原則為5年以內。

給付率則是愛努政策推動給付金事業綱要的附件所設定的八成以內，但政府不僅可用愛努政策實施推動法第10條的給付金制度，也能活用地方給付稅給付金制度，以考量提出地域計畫的市町村負擔降至最小限度。

愛努政策實施推動法第10條第8項訂定「受理提案的市町村，針對是否基於該當提案制定愛努政策實施推動地域計畫，必須無延遲向該當提案者通知。於此情況，若決定不制定愛努政策實施推動地域計畫時，必須闡明其理由」，因此市町村無法忽視愛努族為首的地域居民所提出的提案。

## 3、愛努政策實施推動地域計畫的認定狀況

2019年9月6日起開始受理推動地域計



7,800万円)である。

同年9月20日に地域計画が認定され、9月30日に交付金交付が決定した市町村は、北海道の札幌市・釧路市・千歳市・登別市・長万部町・豊浦町・白老町・洞爺湖町・平取町・新ひだか町・白糠町・標津町と、三重県松阪市の13市町、12月6日に地域計画が新規認定され、12月24日に交付金交付が決定した市町村は、むかわ町である。また、令和2年3月23日には、旭川市・室蘭市・帯広市・苫小牧市・根室市・恵庭市・伊達市・八雲町・上士幌町・釧路町・弟子屈町の11市町が地域計画が新規認定され、交付金の交付決定を待っている。同年4月2日の北海道新聞朝刊によれば、内閣府は1日、北海道内23市町と北海道外1市に対する交付金の交付を決定し、交付総額は15億6,398万円(約4億3,800万円)であると発表した。認定アイヌ施策推進地域計画一覧および交付金の交付決定一覧は、内閣府のホームページ(<https://www8.cao.go.jp/ainu/kouhyou/kouhyou.html>)で公表されている。

#### 4、交付金制度の展望

アイヌ施策推進法は、白老町に開設されるウポポイ(民族共生象徴空間)の運営組織を基礎づける法律でもある。新型コロナウイルスのパンデミックにより、4月24日の開業予定日が当分の間延期されるようだが、それはともかく、国立アイヌ民族博物館を中核施設とするウポポイは、白老町以外の地域に暮らすアイヌの人々にとって、自分たちの地域を訪れる観光客を減少させかねないものである。認定地域計画には、各地域におけるアイヌ文化の発信力を拡充させる事業、北海道内の諸地域が連携して、地域ごとに異なる様々なアイヌ文化に親しめる観光トレイルを開発する事業等も少なくとも、各地域の

画。2019年度給付金予算額が10億日圓(約新台幣2億7,800萬元)。

同年9月20日認定地域計画、9月30日決定給付給付金の市町村が北海道の札幌市・釧路市・千歳市・登別市・長万部町・豊浦町・白老町・洞爺湖町・平取町・新日高町・白糠町・標津町および三重県松阪市の13市町、12月6日再次認定地域計画、12月24日決定給付金給付の市町村が日高町。另外、令和2年3月23日則有旭川市・室蘭市・帯広市・苫小牧市・根室市・恵庭市・伊達市・八雲町・上士幌町・釧路町・弟子屈町が新認定地域計画的11市町、目前是等待給付金の給付決定。依據同年4月2日北海道新聞早報、内閣府発表於1日、決定對北海道内23市町與北海道内1市給付給付金、給付總金額為15億6,398萬日幣(約新台幣4億3,800萬元)。認定愛努政策實施推動地域計畫一覧以及給付金交付決定一覧則公開於內閣府官網(<https://www8.cao.go.jp/ainu/kouhyou/kouhyou.html>)。

#### 4、給付金制度之展望

愛努政策實施推動法此法也奠定下將開設於白老町內的UPOPOY(民族共生象徴空間)其營運組織基礎。因為新型冠狀病毒的全體大流行、預定於4月24日開幕將會延期好一陣子、姑且不論這個情況、國立愛努民族博物館為核心設施的UPOPOY、對於生活於白老町以外地域的愛努族人來說、可能會減少造訪自己地域的觀光客。認定地域計畫之中、有不少是



阿寒湖畔のアイヌコタン。  
阿寒湖湖畔的愛努部落。

アイヌの人々の懸念が反映されているといえよう。台湾の屏東縣には、原住民族委員會が運営する原住民族文化園區があるが、園區は、「大館帶小館」施策として、原住民族の集落にある地方文物館の活性化を支援している。このような園區の役割がウポポイにも期待される。

交付金制度の運用は途についたばかりであり、地域計画や事業計画の認定プロセスにおける課題はこれから明らかになるだろう。交付金制度は、アイヌ民族だけに交付されるものにはなっていない。それでも、交付金の交付が決定した釧路市の事業計画には、阿寒アイヌ工芸協同組合や、新たに組織された一般社団法人阿寒アイヌコンサルというアイヌ民族の組織を実施主体とする事

要擴充各地域內愛努文化傳達力的事業、與北海道內各地域合作、開發可親近各地域不同愛努文化之觀光路徑等事業、可說是反映出各地域愛努族人的疑慮。台灣屏東縣有原住民族委員會營運的原住民族文化園區、園區以實施「大館帶小館」政策、支援位於原住民族部落的地方文物館的活化。期待UPOPOY也能發揮如同園區的角色。

給付金制度の運用還正在剛開始階段、地域計畫或事業計畫的認定過程中的課題推估從現在開始才會明朗。給付金制度不會只給付給愛努民族。儘管如此、決定給付給付金の釧路市の事業計畫之中、

業もある。このことは、北海道内の有名な観光地のひとつである阿寒湖畔のアイヌの人々が結束し、釧路市に地域計画の作成を積極的に働きかけた成果といえよう。このように交付金制度は、アイヌの人々が市町村に働きかけるほどその実質的效果を享受しやすくなるものでもある。したがって、市町村には、交付金制度のわかりやすい広報活動や、アイヌの人々が提案を伝えやすい体制づくりが求められる。政府には、アイヌ民族の文化振興や生活向上に対する交付金交付事業の効果をきちんと評価し、今後の地域計画の認定に反映させることが求められよう。◆

事業的実施主體有阿寒愛努工藝協同工會，也有新組織的一般社團法人阿寒 Ainukonsarun 此愛努民族組織。如此情況，可說是集合了北海道內有名觀光地之一的阿寒湖畔的愛努族人，由他們積極向釧路市推動地域計畫制定的成果。此給付金制度的本質是愛努族人越是影響市町村，越更容易享受到其實質上的效果。因此，市町村被要求建立容易理解給付金的宣傳活動或是愛努族人容易表達提案的體制。政府則被要求好好評價對愛努民族文化振興或生活提升的給付金給付事業的效果，並反映在今後的地域計畫認定之中。◆

作者簡介 | プロフィール

落合 研一 OCHIAI Ken-ichi

北海道大学アイヌ・先住民研究センター准教授

1975年新潟県新潟市に生まれる。北海道大学法学部に入学した1999年より札幌市在住。同大学大学院法学研究科博士後期課程を中途退学し、2011年2月に同大学アイヌ・先住民研究センター助教に着任。2014年4月より現職。専門は憲法学。中華民国憲法やアメリカ合衆国憲法のように、原住民族やIndian Tribeといった法的身分が憲法に明記されていない日本国憲法のもとでのアイヌ政策の可能性について研究。センター着任後は、「北海道アイヌ生活向上推進方策検討会議」の委員や、内閣官房アイヌ政策推進会議内に設けられた「民族共生象徴空間への多様な参画の確保方策検討部会」の座長（アイヌ・先住民研究センターの北原次郎准教授との共同座長）を務め、憲法だけでなく、国際法、国際人権法、知的財産法等にも視野を広げながら、アイヌ民族や国内法制度の実情に即した具体的施策について提言。北海道大学法学部では、日本国内の法学部で唯一の「先住民法」の講義を担当。（写真は2013年11月屏東原住民族文化園區で撮影）



落合 研一 OCHIAI Ken-ichi

北海道大学愛努・先住民研究中心准教授（副教授）

1975年出生于新潟县新潟市。1999年入学北海道大学法学部后居住于札幌市。同大学大学院法学研究科博士后期课程中途休学，2011年2月就任同大学爱努先住民研究中心助教。2014年4月起就任现职。专攻为宪法学。

如同中华民国宪法或美国宪法，日本国宪法没有在宪法中明文规定原住民族或Indian Tribe如此法律身分，本人于该宪法情况之下，研究爱努政策之可能性。就任中心职务后，担任「民族象徴空間之多样参与确保方案检讨部会」主持人（与北海道大学爱努先住民研究中心的北原次郎副教授同为共同主持人），不限于宪法，也拓展视野到国际法、国际人权法、智慧财产法等，针对符合爱努民族或国内法制度的实情的具体政策实施提出建言。在北海道大学法学部，担任日本国内法学部中唯一的「先住民法」课程。

（2013年11月屏東原住民族文化園區留影）